



原典研究

モハンマド・レザール・パフラヴィー期のイランにおける 「家族保護法（一九六七年成立）」についての覚書

森田 豊子 鹿児島大学非常勤講師

一 はじめに

一九六七年にイランで制定された「家族保護法」はイラン革命（一九七九年）前のパフラヴィー朝第二代国王モハンマド・レザール・シャー期（在位一九四一―一九七九）に成立した。同法は全三三条から成り、民法に対する特別法の形をとっている。イランの民法はガージャール朝（一七九六―一九二五）の一九二八―三五年の間に成立しており¹⁾、この中で家族に関する規定も盛り込まれている。しかし、モハンマド・レザール・シャー期になって、国王による西洋近代化が進められるにあたって、基本的な部分でシャリーア（イスラーム法）をもとに編纂されたイラン民法の家族に関する部分を変更しようとする動きが見られた。イランでは、これまで民法そのものを変えるのではなく、特別法を制定することで法的な現状を変えるという方法が採用されてきた。この「家族保護法」は結婚、離婚、子どもの監護など家族に関する法律を扱う特別法として成立したものである。

二 「家族保護法（一九六七年成立）」成立の背景

モハンマド・レザール・シャーは、第二次大戦中に英ソの共同進駐（一九四一年）を受けて退位した父王に継いで二代目の国王になった。即位から約一〇年後、民族主義的な政党である「国民戦線」のモハンマド・モサッデク（在任一九五一―五三）が首相となった。モサッデクは、イランを

国王の権力を抑えて民主化し、外国勢力からの独立を目指した。しかし、モサッデクを中心に行われた石油国有化運動は、米国の中央情報局（CIA）や英国秘密情報部（MI6）などが画策するクーデターによって失敗に終わり、モハンマド・レザール・シャーが復権した。これ以降、モハンマド・レザール・シャーは米国の強力な後押しを受け、より中央集権的でより独裁的な政策をとるようになる。同時に、イランを西洋近代化しようとした。冷戦下の国際社会において、イランは親米の西側諸国の一員となった。貧富の格差の激しいイランの共産化を懸念した当時の米国のケネディ政権は、イラン国王に農地改革を含む民主化政策の導入を求めた。モハンマド・レザール・シャーは一九六三年に「白色革命」を断行する。白色革命は、農地改革や女性参政権を含む六つの項目から成る上からの改革である。

一九六三年にイラン最初の女性の女性の上院議員に就任したメフランギス・マヌーチェフリヤーン（一九〇六―二〇〇〇）はイランの女性で初めてテヘラン大学に入学し、初めて弁護士になった人物である。彼女は一九六四年に民法改正案を提出した。これは、「家族保護法（一九六七年成立）」の原型となったものである。具体的な内容は訳出されたとおりであるが、この法案は一人の男性が四人まで妻を娶ることができることや夫からの一方的離婚（タラーク）²⁾を制限するものであった。この法案が一九六六年に新聞などで報道されると、婦人雑誌などに取り上げられて、大きな反響を呼んだ。

イランでは、すでに立憲革命（一九〇五―一）期に婦人雑誌などを媒体にして女性の権利の向上についての議論が行われ、活発な女性運動が展開されていた³⁾。モハンマド・レザール・シャー期にも婦人雑誌において、マ

ヌーチエフリヤーンによる民法改正案についての議論が沸騰した。この時代の女性運動は、基本的には国家の統制下に置かれたものだった。一方で母子保健など社会福祉活動を行う多くの小さな民間の組織があり、他方で国家によって管理された大規模な女性団体が組織されていた。後者は一九五九年に一八の組織がひとつになった「イラン女性高等諮問委員会」であり、国王の双子の妹であるアシュラフ・パフラヴィー（一九一九―）が名誉会長を務めた。この組織は一九六六年に「イラン女性機構 (sazman-e zanin-e Iran)」と改名した。同機構はイラン全土にある福祉センターを通して家族計画や子育ての情報提供を行ったり、法律カウンセラーを派遣して法律相談を行ったりした。一九七七年までに、この機構はイラン全土に四〇〇の支部を持ち、会員数は七万人に上っていた。一九六七年制定された家族保護法や一九七五年の保護法改正の動きは「イラン女性機構の政府に対するロビー的なアプローチなしにはありえなかった」と言われ、これらの女性運動もこの法律成立に一定の役割を果たしたといえる。

宗教界はこの民法改正案に反発した。ウラマーのモルテザ・モタッハリ（一九一九―一九七九）は、婦人雑誌『ザネ・ルーズ (今日の女性)』の中で、この民法改正案に対し、イスラームにおける女性の権利についてイスラーム的な見地から反論している。モタッハリは、ホメイニー師の亡命中、同師のスポークスマンとして、イランにおける反体制運動を指導する役割を果たした、革命のイデオログのひとりである⁵。

イスラームの保守的なウラマーたちは、イスラームにおいて女性たちは平等を享受していると考えており、これまで女性の権利の問題について語ってはこなかった。つまり、「イスラームが解決である」と考える立場からは、女性の権利が「問題」として規定されなかった⁶。しかし、モタッハリはこれまで他のウラマーたちがあえて触れてこなかった「イスラームの立場から女性の権利について語る」ということを行った。雑誌の連載は、後に『イスラームにおける女性の権利のシステム』⁷として一冊の本にまとめられて出版された。この本の冒頭でモタッハリは「一三四五年（一九六六年）の家族法に関わる民法改正案に対して、雑誌、特に婦人雑誌の誌上では議論が持ち上がり、多くの提案がなされているが、明らかにクルアーンの文に反したものであり、イランの多くのイスラーム教徒の間で不快感を呼び起こしている」と断言し、この雑誌の連載を始める経緯について説明している。モタッハリは、「男女は平等ではあるが同一ではない」という考え

のもとで、男女の役割分担の重要性を説いた。さらに、女性もまた教育を受け、社会で活躍するべきであるとした。このモタッハリーの思想が、イラン革命後に女性や家族に関連する法律を支えるイデオロギーとなった。

最終的に、マヌーチエフリヤーンが提案した民法改正案は「家族保護法」という形で一九六七年に成立した。アーガージャニヤーンによれば、人口一〇〇〇人当たりのイランの離婚数は、一九六五年には一・〇であったものが、一九七〇年には〇・六に減少している⁸。アフアラーは、この数字について「イラン社会での離婚の増加が予想されたが、それは誤りだった」とし、「女性主導の離婚は増加したものの、裁判所へ届け出る必要が生じたため、男性による（恣意的な）離婚ができなくなり」離婚率は急落したと解釈している⁹。

三 「家族保護法（一九六七年成立）」の特徴

同法の重要な特徴のひとつは、夫からの恣意的な離婚ができなくなったことである。イスラーム法においては、夫が三度、一方的に離婚を宣言することと離婚が成立していた。「家族保護法（一九六七年成立）」第八条では、離婚の際には「和解不能証明書」を裁判所から得ることが必要であるとされた。「和解不能証明書」を離婚の要件としたことで、離婚の正当な理由を裁判所で説明する必要が生じた。もうひとつの画期的な点は、すでに妻を有している男性が別の女性と結婚する際にも裁判所の許可が必要になったことである（第一四条）。第一一条では妻の同意なしに夫が別の妻を娶った場合には、妻からの離婚請求ができる（第一一条第三項）ことなど、妻からの離婚請求についての条件も明記されている。

パフラヴィー朝初代国王のレザー・シャー期（在位一九二五―一九四一）すでに民事裁判所が設立された。一九三二年に成立した婚姻法第一条と第二条において普通婚も一時婚も婚姻契約の際には登録が必要とされた。また、第三条では一三歳以下の女性との婚姻を禁じた。さらに、第四条および第八条から第一七条においては、「家族保護法（一九六七年成立）」の第一一条のように妻からの離婚請求を可能にする条件を婚姻契約書に記すことができるようになった。さらに、第六条では、これから結婚しようとする男性は自分には妻がいるのかどうかを相手に通知する義務があった¹⁰。しかし、サナサリアンは、レザー・シャー期におけるこのような新しい法律について

「これらの法律がどれほど守られてきたのかについては明らかでない。イランでは、特に地方では〔結婚・離婚〕登録所がなく、〔婚姻や離婚の手続きを〕ウラマーに頼らなければならない多くの地域があった」と言っている¹⁰⁾。「家族保護法（一九六七年成立）」は、「和解不能証明書」の義務化や婚姻契約書への妻からの離婚請求の条件づけの明確化など、婚姻法から一歩進んだ形で女性や家族に関する法律を整備したものであった。

四 おわりに

革命前の「家族保護法（一九六七年成立）」は、八年後の一九七五年に改定された。改定された「家族保護法（一九七五年成立）」では、男性が二人目以降の妻を娶る場合の規定が変えられたり、結婚最低年齢が引き上げられたりすることになった。次号以降において、「家族保護法（一九七五年成立）」についても翻訳を行い、イラン革命前の「家族保護法」の総合的な特徴とイラン革命後に成立した「家族保護法（二〇一三年成立）」との比較検討を行ってみたい。

【註】

(1) イランの民法は三つの部分にわけられて国会で成立している。最初の部分が一九〇七年／一九二八年、二番目と三番目の部分が、一三二四年／一九三五年に成立している。その中でも結婚や離婚、子どもに関する部分については一九三五年に成立している (Ziba-Mir Hoseini, Family Law iii: In Modern Persia, Encyclopedia Iranica [http://www.iranicaonline.org/articles/family-law#iii, accessed 28 December, 2013]). *モヤビ* 国会ウェブサイトに掲載のイラン・イスラーム共和国民法 (qānūn-e madani) (http://rc.majlis.ir/fa/law/show/92778 accessed 28 December 2013) を参照。

(2) 貫井万里・森田豊子(訳・註)、佐藤秀信・細谷幸子・山崎和美(註)、爲永憲司(凡例)『イラン家族保護法案(二〇一二年一月二三日司法権公表)』『イスラーム地域研究ジャーナル』第五号(早稲田大学イスラーム地域研究機構、二〇一三年)、一五五頁、註六参照。

(3) これらの女性雑誌とこの頃の女性運動に関しては、山崎和美「一九一〇年代イランで女性により発行された定期刊行物：『ダーネシユ』と『ショクローフェ』」(『国

際文化研究』第九号、二〇〇二年) 四五―六四頁。山崎和美「二〇世紀初頭チヘランにおける女子校設立と女性教育政策」(『イスラーム世界』第六四号、二〇〇五年) 二一―四六頁。山崎和美「イランにおける大衆運動への女性参加」(『中東研究』第五〇五号、二〇〇九年) 七六―九三頁。などに詳しい。

(4) 中西久枝「イスラームとヴェール―現代イランに生きる女たち―」(晃洋書房、一九九六年) 四九頁。また同様の記述は、ホセイン・ガッファアリゴルゼイン「イランにおける女性の社会的地位についての考察―モハンマド・レザー・パフラヴィー朝期を中心とした変容―」(龍谷大学大学院国際文化研究論集』第九巻、二〇一一年) 一一二頁。

(5) モタッハリーの思想については、嶋本隆光『イスラーム革命の精神』(京都大学出版会、二〇一一年) に詳しい。

(6) ズイーバー・ミール・ホセイニー『イスラームとジェンダー―現代イランの宗教論争』(明石書店、二〇〇四年) 二四〇―二四二頁。また、森田豊子「現代イランの家族保護法をめぐる議論」(『アユラ(天理大学地域文化研究センター紀要)』第五巻、二〇〇七年) 八一―八九頁。

(7) Morteza Motahhari, *Nezān-e Hoquq-e Zan dar Eslām*, Qom: Sadra, 1386 (kh.) /2007.

(8) *Nezān-e Hoquq-e Zan dar Eslām*, p.24.

(9) Akbar Aghajanian, "Some Notes of Divorce in Iran", *Journal of Marriage and Family*, 48:4, 1986, p.750.

(10) Janet Afary, *Sexual Politics in Modern Iran*, New York: Cambridge University Press, 2009, p.217.

(11) Ziba-Mir Hoseini, Family Law iii: In Modern Persia / Encyclopedia Iranica, (http://www.iranicaonline.org/articles/family-law#iii, accessed 28 December 2013) *および* 国会ウェブサイトに掲載のイラン・イスラーム共和国婚姻法 (qānūn-e rāje' be ezdevāj) (http://rc.majlis.ir/fa/law/show/92288, accessed 5 January 2014) .

(12) Elizabeth Sanasarian, *The Women's Rights Movement in Iran: Mutiny, Appeasements, and Repression from 1900 to Khomeini*, New York: Praeger Publishing, 1982, p.61.